

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 1 月 6 日（金）第 376 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-------------------------------|------------|---|
| ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件） | （水産振興課取扱い） | 1 |
| ○道路の区域の変更（3件） | （道路維持課取扱い） | 2 |
| ○道路の供用の開始 | （道路維持課取扱い） | 3 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | （砂防課取扱い） | 3 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 | （砂防課取扱い） | 3 |

告 示

鹿児島県告示第 2 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和5年1月6日から同月20日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和5年1月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 発起人の住所及び氏名
阿久根市脇本9596番地 1 福浦三則
阿久根市脇本9739番地 8 野村三昭
阿久根市脇本9820番地 2 江口勝政
- 加入区
黒之浜加入区
- 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
北さつま漁業協同組合

鹿児島県告示第 3 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和5年1月6日から同月20日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和5年1月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 発起人の住所及び氏名
鹿児島市喜入生見町2323番地 山崎力
鹿児島市喜入瀬々串町1241番地 5 肝付市藏
鹿児島市喜入瀬々串町1245番地 3 浜崎利信
- 加入区

喜入加入区

- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島県漁業協同組合

鹿児島県告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年1月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 塩田康一	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	447号	伊佐市大口青木字野下口黒園国有林2083林班へ小班地先から同市大口青木字野下口間根ヶ平国有林2081林班な小班地先まで	前	5.8～23.7	3,462.1
			後	7.0～23.7	3,462.1
			後	17.3～77.7	885.7

鹿児島県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年1月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 塩田康一	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内加治木線	始良市蒲生町下久徳字簡原721番1地先から同市住吉字下佃11番6地先まで	前	9.4～21.3	514.8
			後	9.4～24.0	514.8
			後	11.6～31.6	500.0

鹿児島県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年1月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 塩田康一	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	いちき串木野市羽島字アジロヶ迫255番1地先から同	前	6.4～58.0	1,198.5
			前	9.0～76.6	1,038.8

	市荒川字堂山平676番1地	後	6.4～58.0	1,198.5
	先まで	後	8.7～83.9	1,023.7

鹿児島県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年1月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年1月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	いちき串木野市羽島字アジロヶ迫255番1地先から 同市荒川字堂山平676番1地先まで	令和5年 1月6日

鹿児島県告示第8号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年1月6日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
土石流	霧島市	土・新床1及び土・新床2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第9号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年1月6日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
土石流	霧島市	土・新床1及び土・新床2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）